

廃止等の届出に係る提出書類

事業の廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは10日以内に届け出てください。

	提出書類	法人	個人	様式有無
1	指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書	○	○	○
2	多治見市指定給水装置工事事業者指定通知書(廃止時)	○	○	—

変更の届出に係る提出書類

継続申請時に併せて変更することはできません。継続申請前に変更届を提出してください。

○氏名又は名称及び住所、法人にあってはその代表者の氏名、役員の氏名

	提出書類	法人	個人	様式有無
1	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	○	○	○
2	誓約書	○	○	○
3	定款の写し（原本証明・押印必要）	○	—	—
4	登記事項証明書（コピー不可）	○	—	—
5	住民票の写し	—	○	—

○主任技術者の氏名、又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

	提出書類	法人	個人	様式有無
1	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	○	○	○
2	給水装置工事主任技術者免状の写し（選任のみ）	○	○	—